



【2026年度版】 省エネ・再エネ設備導入で使える！ 優遇税制・補助金 ガイドブック

未来環境エネルギー計画 株式会社



1. 今年度使える優遇税制



エネルギー関連で中小企業が活用できる優遇税制を2種類ご紹介いたします！

■ 中小企業経営強化税制

制度内容	100%即時償却 又は 10%税額控除 (資本金3,000万円超の企業は7%税額控除)
対象者	資本金1億円以下の中小企業 個人事業主
対象設備	太陽光・蓄電池・省エネ商材
太陽光の条件	余剰売電型 (自家消費比率50%以上) 自家消費型

■ 中小企業投資促進税制

制度内容	30%特別償却 又は 7%税額控除* (※) 7%税額控除は資本金3,000万円以下の企業のみ適用されます。
対象者	資本金1億円以下の中小企業 個人事業主
対象設備	太陽光・蓄電池・省エネ商材
太陽光の条件	余剰売電型 (自家消費比率なし) 自家消費型

期限は**令和9年（2027年）3月31日**までに「**完工**」です
申請期限ではございませんので、ご注意ください！

2. 節税方法



節税方法として「即時償却」、「特別償却」、「税額控除」があります。

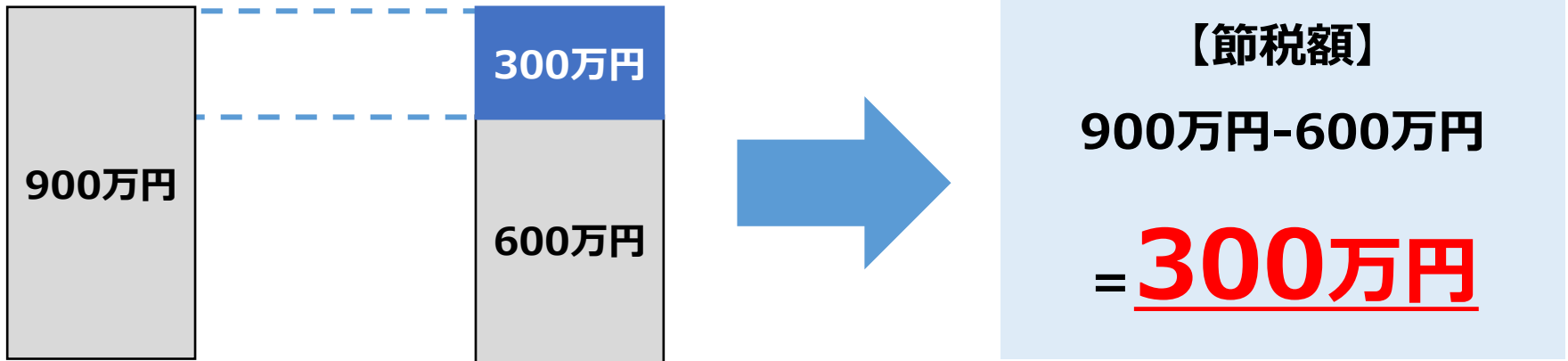
節税方法	内容	メリット	デメリット
即時償却	設備投資を行った初年度に、取得価格を 100%経費として計上 できる。	<ul style="list-style-type: none">① その事業年度に大きな利益が出る場合に、節税効果を最大限に高めることができる。② 高額な設備投資であれば、その事業年度に法人税はなくて良い。	単年度のみ節税対策となるので、翌年度以降に大きな利益が出た場合に、当該取得設備の償却が出来ない。
特別償却	設備を導入する際に、 通常の減価償却費に加えて30%の償却 ができる。	<ul style="list-style-type: none">① 設備投資を実施した翌年の税金を抑えることができる。② 「1年間の繰越」が可能。設備投資を行った事業年度に特別償却を行うと赤字が出てしまう場合に特別償却を翌年に持ち越すことができる。	申告処理が複雑となり、税理士への個別相談が必要となる。
税額控除	特別償却と同じく減価償却として経費計上は行すが、税額（課税対象額×税率）から、 取得価格の7%（又は10%）分を差し引く ことができる。その事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合、控除可能額は20%相当額が対象。	<ul style="list-style-type: none">① 通常の減価償却とは別に、法人税額を抑えられる。	控除可能な税額が法人税の20%まで、と上限がある。

3. 節税シミュレーション



即時償却をした場合

税前利益3,000万円の企業が1,000万円の太陽光発電を購入した場合（実効税率30%とする）
1,000万円の太陽光発電設備を取得した場合、その年度に、1,000万円の損金計上が可能。



①太陽光発電を
購入しなかった場合

$$3,000万円 \times 30\% = 900万円$$

②太陽光発電を購入した場合

$$3,000万円 - 1,000万円 = 2,000万円$$

$$2,000万円 \times 30\% = 600万円$$

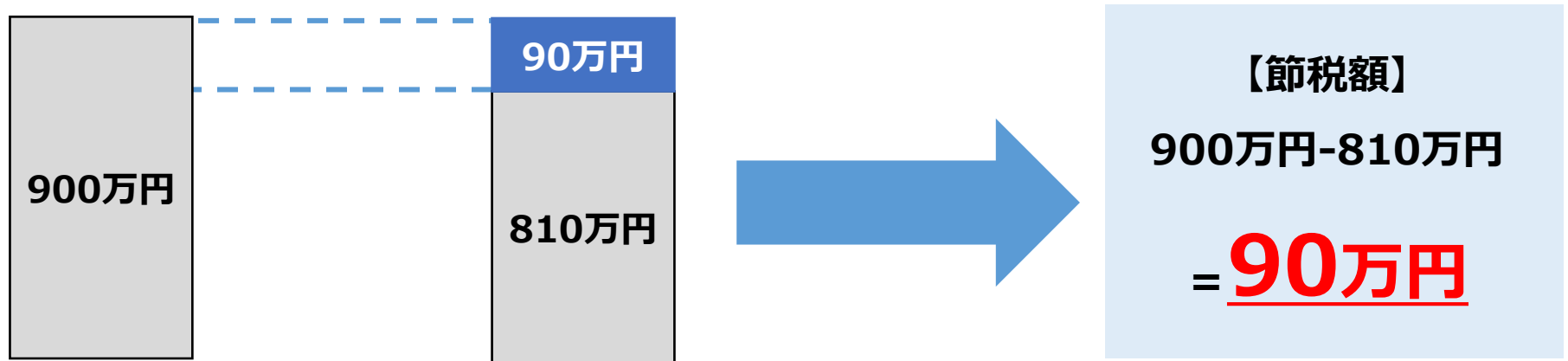
3. 節税シミュレーション



特別償却をした場合

税前利益3,000万円の企業が1,000万円の太陽光発電を購入した場合（実効税率30%とする）

1,000万円の太陽光発電設備を取得した場合、その年度に、300万円の損金計上が可能。



①太陽光発電を
購入しなかった場合

$$3,000万円 \times 30\% = 900万円$$

②太陽光発電を購入した場合

$$3,000万円 - (1,000万円 \times 30\%) = 2,700万円$$

$$2,700万円 \times 30\% = 810万円$$

3. 節税シミュレーション



税額控除をした場合

税引前利益3,000万円の企業が**1,000万円**の
太陽光設備を購入し、10%税額控除を活用

控除額 : $1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$

法人税額 : $3,000\text{万円} \times 30\% = 900\text{万円}$

$900\text{万円} \times 20\% = 180\text{万円}$

180万円 > 100万円なので**全額控除可能**

税引前利益1,000万円の企業が**2,000万円**の
太陽光設備を購入し、10%税額控除を活用

控除額 : $2,000\text{万円} \times 10\% = 200\text{万円}$

法人税額 : $1,000\text{万円} \times 30\% = 300\text{万円}$

$300\text{万円} \times 20\% = 60\text{万円}$

60万円 < 200万円なので**全額控除不可**

200万円 - 60万円 = 140万円は翌期に繰越

10%税額控除を使用すると、設備の取得価額の10%相当額につき、法人税額から控除することができます。つまり、その分納める法人税額が安くなります！

※ただし、上限は当該事業年度の法人税額の20%までとなっており、その場合は翌期に繰越が可能になります。

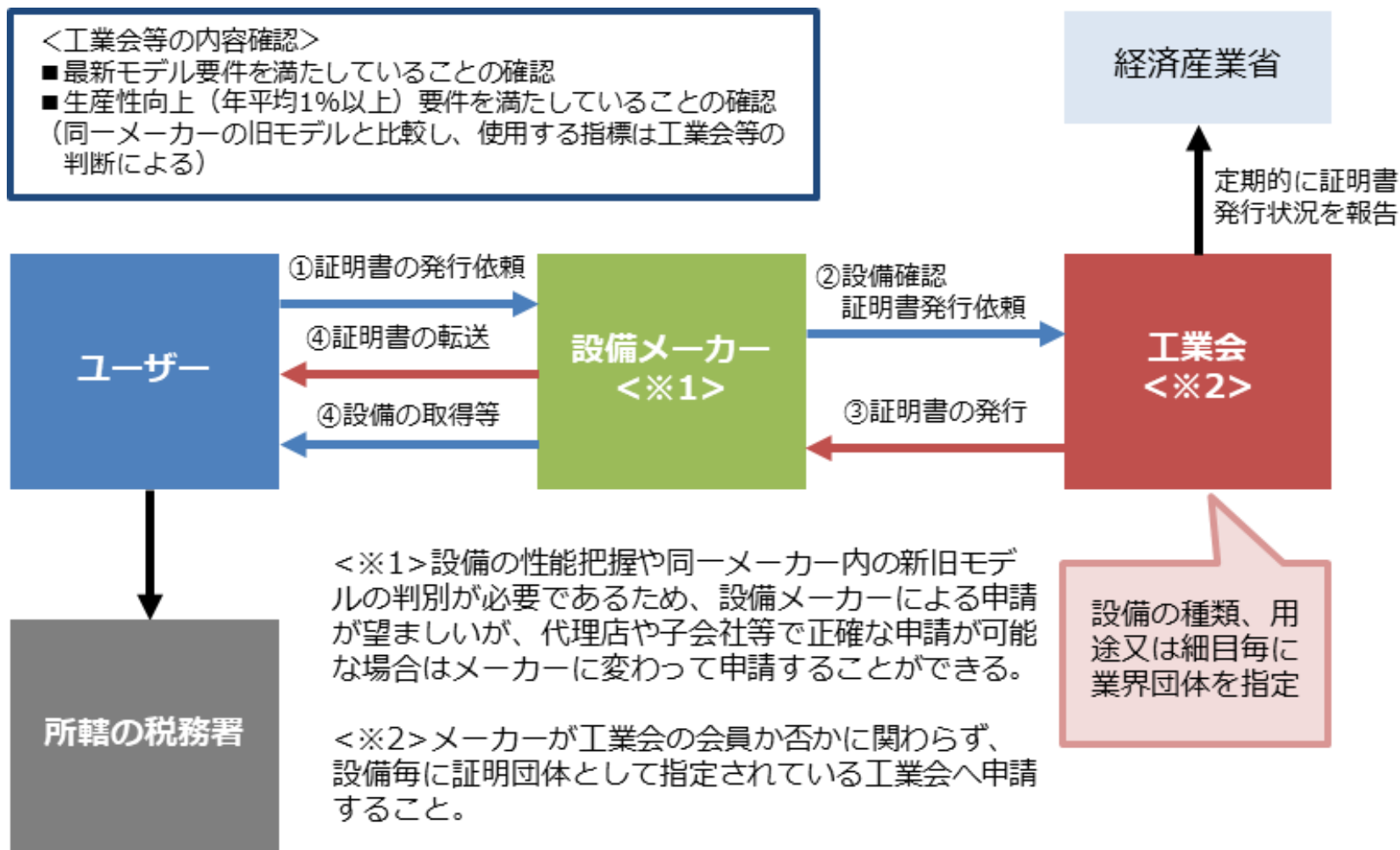
4. 優遇税制の申請フロー



中小企業経営強化税制の場合

<工業会等の内容確認>

- 最新モデル要件を満たしていることの確認
- 生産性向上（年平均1%以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーの旧モデルと比較し、使用する指標は工業会等の判断による）



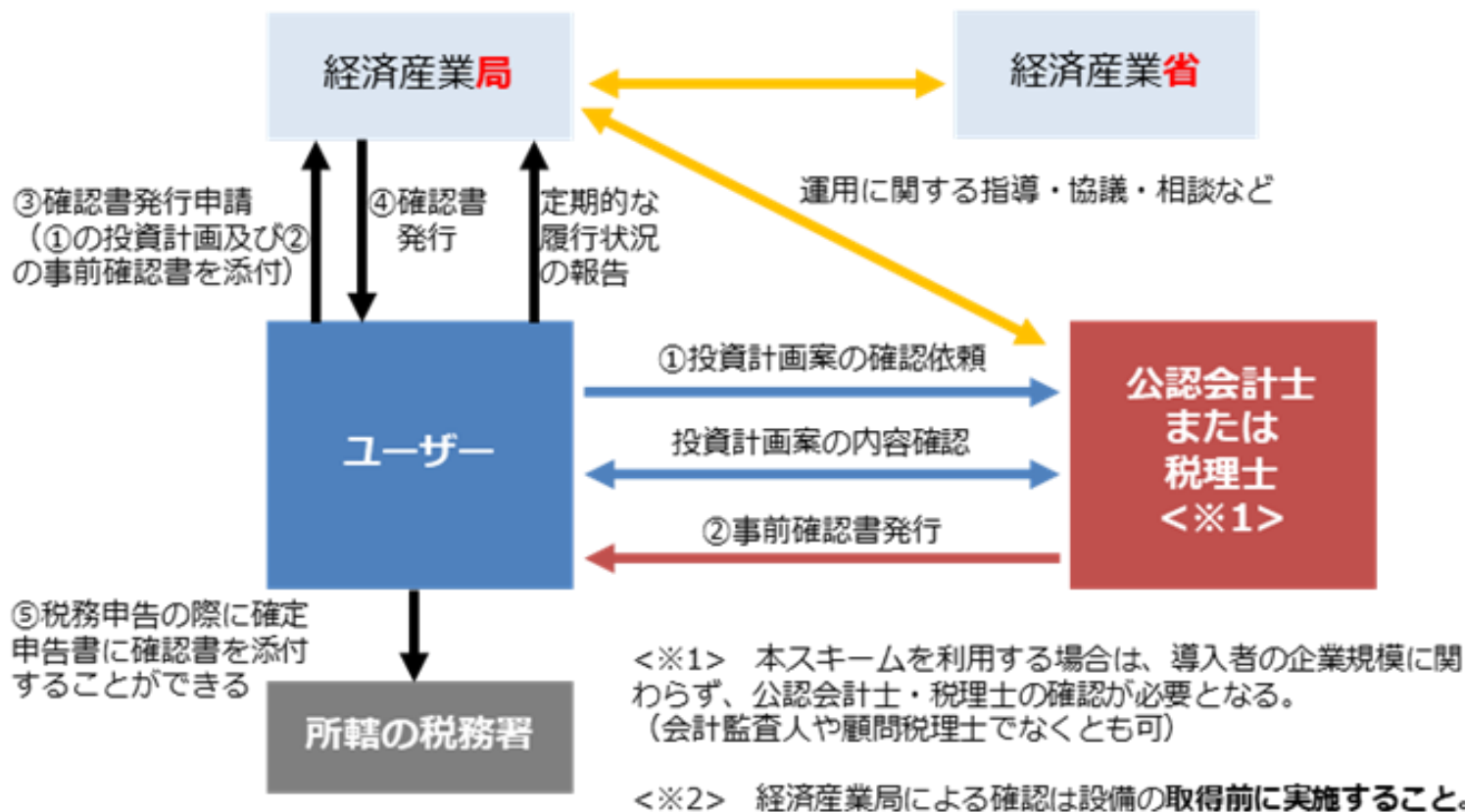
4. 優遇税制の申請フロー



中小企業投資促進税制の場合

<公認会計士・税理士及び経済局の確認内容>

- 対象設備の確認（投資目的に必要不可欠であることの確認）
- 投資利益率の要件を満たしている



5. 太陽光発電導入による節税額



最後に自家消費型太陽光発電を導入した場合の節税効果と投資回収年数のシミュレーションをご紹介します。今回は100kWの太陽光発電システムを設置し、発電量の100%を自家消費した場合を想定します。

年間発電量	110,000kWh
電気料金単価	28円/kWh
年間電気代削減額	3,080,000円
設置費用	15,000,000円



節税額

今期3,000万円の利益計上を予定しており、太陽光発電システムにより、1,500万円を即時償却した場合の節税額は以下の通りです。※法人税率32%と仮定

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{即時償却額} \\ \hline 1,500\text{万円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{法人税率} \\ \hline 32\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{節税額} \\ \hline 480\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

「中小企業経営強化税制」を活用すれば、資本金1億円以下の中小企業様が節税対策として太陽光発電を設置できます。

節税額が480万円なので、実質の設備投資額は**1,020万円**になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{設置費用} \\ \hline 15,000,000\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{節税額} \\ \hline 4,800,000\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{実質投資額} \\ \hline 10,200,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{実質投資額} \\ \hline 10,200,000\text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{電気代削減額} \\ \hline 3,080,000\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{投資回収年数} \\ \hline 3.3\text{年} \\ \hline \end{array}$$

6. 今年度使える補助金



ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

令和7年度補正予算：45億円の内数

令和8年度通常予算：32億円の内数

対象設備	<ul style="list-style-type: none">① 自家消費型太陽光発電システム② 定置用蓄電池
補助率	<ul style="list-style-type: none">① 太陽光発電設備（定額）<ul style="list-style-type: none">・購入モデル：4万円/kW・PPA・リース：5万円/kW② 蓄電池：補助対象額の1/3
対象	民間事業者
備考	<ul style="list-style-type: none">① 蓄電池もしくは車載型の蓄電池が必須。（太陽光発電単独設置は認められません。）② 太陽光発電の逆潮流は禁止となり、「完全自家消費のみ」となります。

6. 今年度使える補助金



新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち、ソーラーカーポート事業

令和7年度補正予算：45億円の内数

令和8年度通常予算：32億円の内数

対象設備	①ソーラーカーポート（カーポート・太陽光パネル・架台等のシステム一式） ②ソーラーロード（発電機能と舗装の路面機能を一体化させた太陽光発電設備）
補助率	①ソーラーカーポート：定額8万円/kWh、 ②ソーラーロード：補助率1/2
対象	民間事業者、団体
備考	

6. 今年度使える補助金



ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

令和8年度通常予算：50億円

対象設備	ペロブスカイト太陽電池 (従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの)
補助率	補助率：2/3、3/4
対象	地方公共団体、民間事業者・団体
備考	<ul style="list-style-type: none">① ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たすこと② ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと③ ・導入規模の下限、補助上限価格④ ・施工・導入後の運用に関するデータの提出

6. 今年度使える補助金



脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

令和7年度補正予算：35億円

令和8年度通常予算：57.8億円

事業内容	<p>①省CO2型設備更新支援 中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入</p> <p>②DX型CO2削減対策実行支援事業：DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金(2カ年以内)</p>
補助率	<p>①省CO2型システムへの改修支援（補助率：1/3、補助上限：1億または5億円）</p> <p>②DX型CO2削減対策実行支援（補助率：3/4、補助上限：200万円）</p>
対象	民間事業者、自治体（以下条件あり）
備考	蒸気システム,空調システム,給湯システム,工業炉,CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外

6. 今年度使える補助金



ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業
(新築建築物ZEB普及促進支援事業、既存建築物ZEB普及促進支援事業)

令和7年度補正予算：48億円の内数

令和8年度通常予算：67億円の内数

対象設備	新築/既存建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援。 外皮、空調、給湯、換気、再エネ（太陽光 風力 小水力等）、電源、BEMSと工事費 (照明は補助対象外ですが、省エネ数値を組み入れる。)
補助率	ZEBランク 延床面積により 2/3 ~ 1/6
対象	民間事業者
備考	補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、エネルギーの計量・計測をし、データ収集・分析・評価できるエネルギー管理体制の整備。 需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナー関与が必須。

6. 今年度使える補助金



省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和7年度補正予算：**125億円**

令和8年度通常予算：**50億円**

対象設備	省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援 (ユーティリティ設備) 1高効率空調 2産業ヒートポンプ 3業務用給湯器 4高性能ボイラ 5高効率コージェネレーション 6変圧器 7低炭素工業炉 8冷凍冷蔵 設備 9産業用モータ 10調光制御設備 (生産設備) 1工作機械(レーザー加工機等) 2プラスチック加工機械(射出成形機) 3プレス機械 4印刷機械 5ダイカストマシン
補助率	中小企業1/3以内 (補助上限：1億円) ※設備費のみ 工事費は対象外
対象	民間事業者
備考	

6. 今年度使える補助金（徳島県）



徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金 （事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

令和8年度

対象設備	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電設備<ul style="list-style-type: none">①発電した電力を、導入場所の敷地内で50%以上自家消費②FIT制度やFIP制度の認定を取得しないこと（売電は可）・蓄電池<ul style="list-style-type: none">①一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されていること・②据置型（定置用）であり、自立運転機能があること。
補助率	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電設備 5万円/Kw（補助上限額500万円）・蓄電池 1/3・太陽光発電設備+蓄電池（補助上限額1,000万円）
対象	中小事業者等（県内に事業所有する企業・団体等）、電力販売契約等事業者（PPA・リース事業者）
備考	



再生可能エネルギーを通じて 未来の環境を貢献する

導入シミュレーション・設計・施工・アフターメンテナンスは弊社にお任せください

- ① 自家消費太陽光による税制優遇、補助金活用のご案内
- ② 20年間の「収支シミュレーション」を算出いたします
- ③ リスクに対する保険もご提案いたします

[お問い合わせはこちら](#)

電話番号 : 088-660-6667

メール : support@mirai-ecoene.com